



みのる法律事務所便り
第 2 8 3 号
平成 2 5 年 1 1 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



高齢者の自動車運転



平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 6 月 1 1 日に、岩手県公安委員会より「あなたの申請に基づき、平成 2 5 年 6 月 1 1 日付であなたの免許を取り消したので通知します」という通知書を頂戴しました。これまで運転免許証を身分証明書代わりに使っていましたので、不便になりそうだと心配していましたが、「運転経歴証明書」を後日もらうことができました。これが身分証明書になります。

私は、満 7 1 歳になりましたので、自動車の運転をやめることにしました。白内障の手術を受けて視力は回復していましたし、腎移植を受けて健常者とほとんど変わらない健康状態を取り戻していましたので、体力的には運転に支障はなかったのですが、体調が悪い時に妻や事務局の皆さんが運転する車に乗せてもらっていたところ、その方がラクになってしまいました。人間、一度ラクをしてしまうと、その味が忘れられなくなってしまいます。「自分で車を運転しよう」という気持ちがなくなってしまいました。そんなわけで、大した理由もなかったのですが、運転免許取り消しの申請をしました。

運転免許を取り消してみても、不都合を感じることは全くありません。運転免許がなければ、ないなりにやれるもののようです。人が運転する車に乗せてもらっていると、周りの景色を楽しめます。眠くなったらそのまま眠れます。酒も、いつでもどこでも飲めます。車を運転しないということは、実に気楽な身となります。

先日、「突き^つん棒^{ぼう}漁」の名手が来所しました。「突き^つん棒^{ぼう}漁」というのは、海面近くを泳ぐカジキ類などを、船上から^{もちり}銚や電気銚を使って突き捕る漁法です。これができる人は、最近少なくなっていると思います。彼は、今や数少ない突

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~





きん棒漁の名手であり、「職の匠^{たくみ}」であり、国宝級の漁の名人であると心から尊敬している方です。古くからお付き合いをいただいております。いろいろな漁法などについても、いつも教えていただいております。私にとっては師であり、大事な方です。

その人が今回来所し、「交通事故に遭^あってしまった」と言うのです。センターラインを超えて対向してきた車両に衝突されたのでした。現場や両方の車の写真なども持参してくれました。それを見ますと、明らかに相手の車がセンターラインを大きくはみ出し、走行してきたことがわかります。「何でこんな走行をしたのか」と不思議に思いました。交通事故証明書やその方の顔や姿を写真で見て、納得できました。相手の方は、昭和3年（1928年）生まれの方でした。85歳の老人でした。事故状況を説明している写真を見ますと、「事故を起こしたことさえ、あまり気に留^とめていないのではないか」という気さえするほど、事故を起こしたというのに、他人事のようにのんびりした様子です。

「認知症が進んでいるようだ」と、家族は後で言っていたとのことでした。内心はわかりませんが、外から見た感じでは「事故を起こした」という実感があまりないように見受けられます。右下のイラストの老人のようです。「我関せず」という表情です。鈍^{にぶ}くなると、「危ない!」と感じなくなってしまうこともあります。危ないと感じないことが、危ないのです。右下のイラストは、その感じがよく表現されています。さすが、「分析センター様」だと感じ入りました。

幸い、突きん棒漁の名手が乗っていた車の運転者は運転技術が優れており、辛うじて正面衝突は回避しましたが、同乗者5人全員が鞭打ちや腰を痛めてしまいました。こちらでも下手な運転者だったら、死亡者も出ていたかもしれません。いきなりセンターラインを超えて来られたら、手の打ちようがありません。

私は、改めて「運転免許取り消し申請をしてよかったかもしれない」と思いました。私は、この方から比べると15歳近く若く、妻や子供には「同じことを繰り返して言う。認知症の始まりではないか」などと言われることはありますが、ドクターから認知症だと言われたことはありません。しかし、「早めに運転免許を返納したことは、よい選択だったのではないか」という気になりました。

時々、私の事務所にも歩くのが覚束^{おぼつか}ない感じの方が来所されます。80歳を超えていることは間違いありません。「ここまでどのようにして来たのですか」と聞くと、「自分で車を運転してきました」と言います。正直、びっくりしてしまいます。「本当に大丈夫なのだろうか」と思い、帰りの様子を覗^{のぞ}いてみますと、車まではヨタヨタし、やっと車に乗ったかと思うと、勢いよく車は出て行きます。車に乗っている方がシャキッとするのでしょいか。





時々、街で「自転車を杖代わり^{つえ}にしているのではないか」と思える老人を見かけることがあります。「自転車がなければ歩けないのではないか」という気さえします。

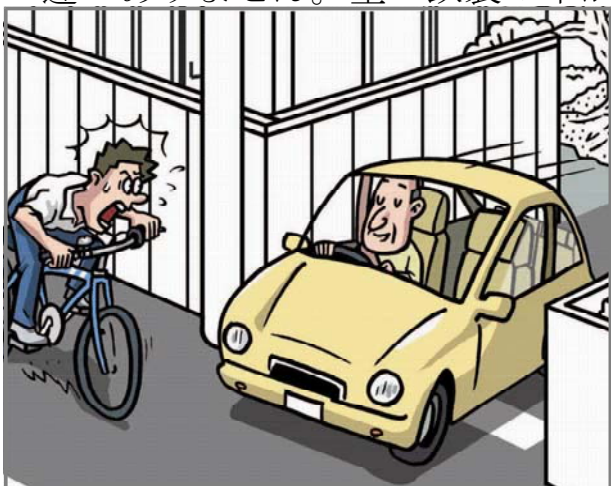
警察庁交通局運転免許課発行『平成24年版 運転免許統計』によりますと、70歳から74歳の運転免許保有者数は420万人余、75歳から79歳までは248万人余、80歳から84歳までは117万人余、85歳以上は37万人余だそうです。

必ずしも高齢者の交通事故の割合が高いというわけではなさそうですが、それは高齢者が車を運転するのは買い物、訪問、通勤等、比較的近距离の運転が多いからだと思えます。しかし、先ほどの突きん棒漁の名手の事故では、85歳にもなる高齢者が長距離運転をしていた際の事故でした。やはり、高齢者が長距離運転をするのは避けた方がよい気がします。事故は起こさなくても、他の車の運転の邪魔になるような走行をしている車の中を覗いてみると、結構高齢者が運転している場合が多くあります。高齢者の運転人口が増えていますから、交通事故に遭う高齢者が増えていることは間違いありません。これから、さらにその傾向は強くなることも間違いありません。

運転免許を返納するのは、自分の衰え^{おとろ}を自認するようで気が進まないとは思いますが、しかし、あまり必要がないのであれば、思い切って運転免許を返納するという方法を選択する途^{みち}があることをお知らせしたいのです。本人がそのことに気づかない時には、周りの人が「私が運転してやるから、返納してはどうですか」と勧めてみることもいいのではないかという気がします。

高齢者社会^{かんあん}となり、ますます高齢者の自動車運転は増え続けると思いますが、諸々の状況を勘案し、運転免許を返納する勇気も必要ではないかと思えます。

車の運転は、「許された危険」の一つと言われることがあります。車の運転は、元々危険な行為なのです。危険な行為ですが、それをやらなければ社会生活がスムーズに行かないので、やむを得ず許されている行為です。それほど必要がなければ、元々危険な行為ですから、やめた方がいいものであることは間違いありません。重い鉄製の車が時速何十キロメートルというスピードで走る



のですから、極めて危険であることは明白です。車を運転する人は、そのことを自覚することが不可欠です。年を取り、運動能力の低下や感覚が鈍くなったら、特に車の運転は危険な行為であることを忘れてはならないと思えます。

左のイラストは、財団法人交通事故総合分析センター発行「イタルダ・インフォメーション」2007 No. 68の表紙より転載しました。



『新・憲法の心』の第3巻、第4巻

『戦争の放棄（その3） 日本国憲法の心は世界憲法の心』
『戦争の放棄（その4） 自民党の憲法改正草案』

第1巻、第2巻をお読み下さった方より、多くの反響がありました。先日は、わざわざ東京から取材に来てくれた新聞記者もおられました。その記者は、「自分もそうですが、当社新聞社も先生の考え方とほぼ同じです。記事として世の中に紹介したい」と言ってくれました。記事になるかどうかはいつでもいいのですが、大手新聞社が『新・憲法の心』に興味を持ってきていることに対しては、嬉しくもあり、ありがたくもあります。

ただ、私は普段から自分が書いたものに対する反響については、あまり気にしないようにしています。良く言われようとも悪く言われようとも気にせず、自分の本当に思うところを書くことに決めています。ですが、この事務所便りをお読み下さっている皆様からお寄せいただくご感想には、昇天するほど嬉しさが込み上げてきます。直接お目にかかってお話をさせていただいているような気になります。しばらく会っていないのに、直接会っているような気がしてきます。それが何とも言えず楽しく、嬉しく、至福の時となります。

今回同封します第3巻は、「日本国憲法の『戦争放棄』の規定は、世界を先取りしたものであり、いずれ世界憲法とならなければならない」ということを書きました。日本国憲法の「戦争放棄」の規定はそれほど素晴らしいものだと、私は惚れ込んでいます。

それなのに、安倍政権はこの「戦争放棄」を廃棄し、自衛戦争はできるから国防軍を創れるように憲法を改正しようとし、自民党の憲法改正草案を発表しました。第4巻では、そのうち「戦争放棄」に関する部分を探り上げて、どのように改正しようとしているかを見極め、これに反対しなければならないという思いを述べています。

是非お目を通していただき、自民党の憲法改正草案を阻止していただきたいと思えます。署名活動でも、デモでも、機会があったら積極的に参加していただきたいと思えます。世論調査の機会などにおいては、「絶対反対」の考えを示して下さいようお願いする次第です。

